

取引参加者による組織再編の承認等に係る取引参加者規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表…………… 2

取引参加者規程の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>（届出事項）</p> <p>第19条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9） 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法（平成17年法律第86号）において株主総会の決議による承認を要しないとされているもの<u>のうち、当取引所が別に定めるもの</u>（株式会社以外の者にあつては、これと同程度のもの）</p> <p>（10）～（13） （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年12月10日から施行し、同日以降に、当取引所に対し第18条第2項に規定する申請又は第19条に規定する届出が行われるものから適用する。</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第19条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9） 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法（平成17年法律第86号）において株主総会の決議又は承認を要しないとされているもの（株式会社以外の者にあつては、これと同程度のもの）</p> <p>（10）～（13） （略）</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の取得申請) 第2条 (略) 2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(4) (略) <u>(5) 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」</u> (6) (略) 3 (略)</p>	<p>(取引資格の取得申請) 第2条 (略) 2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(4) (略) (新設) <u>(5) (略)</u> 3 (略)</p>
<p>(合併等の通知) 第6条 規程第18条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当取引所が必要と認める事項について、<u>当該行為の承認のため株主総会(株式会社以外の者)にあっては、これに準ずるもの。以下、この条において同じ。)の決議を行う場合は、原則として、当該株主総会の日</u>の2週間前の日まで、<u>株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日</u>の2週間前の日までに行うものとする。</p>	<p>(合併等の通知) 第6条 規程第18条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当取引所が必要と認める事項について、原則として、当該行為を決議又は承認する株主総会<u>(株式会社以外の者)にあっては、これに準ずるもの</u>の日の2週間前の日までに行うものとする。</p>
<p>(合併等の承認申請) 第7条 (略) 2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(5) (略) <u>(6) 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」</u> (7) (略)</p>	<p>(合併等の承認申請) 第7条 (略) 2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(5) (略) (新設) <u>(6) (略)</u></p>
<p>(届出事項) 第7条の2 規程第19条第9号に規定する当取引所が別に定めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。 <u>(1) 規程第18条第1項第1号に掲げる行為で、合併に際し交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、合併後存続する取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの</u> <u>(2) 規程第18条第1項第2号に掲げる行為で、分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が、分割を行う取引参加者の総資産額の20分の1以下となるもの</u></p>	<p>(新設)</p>

(3) 規程第18条第1項第3号に掲げる行為で、分割により交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、分割により事業の承継をする取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの

(4) 規程第18条第1項第4号に掲げる行為で、譲渡する資産の帳簿価額が、譲渡する取引参加者の総資産額の20分の1以下となるもの

(5) 規程第18条第1項第5号に掲げる行為で、譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該事業を譲り受ける取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの

付 則

この改正規定は、平成21年12月10日から施行し、同日以降に、当取引所に対し規程第5条第1項若しくは規程第18条第2項に規定する申請又は規程第19条に規定する届出が行われるものから適用する。